■監査請求の流れ

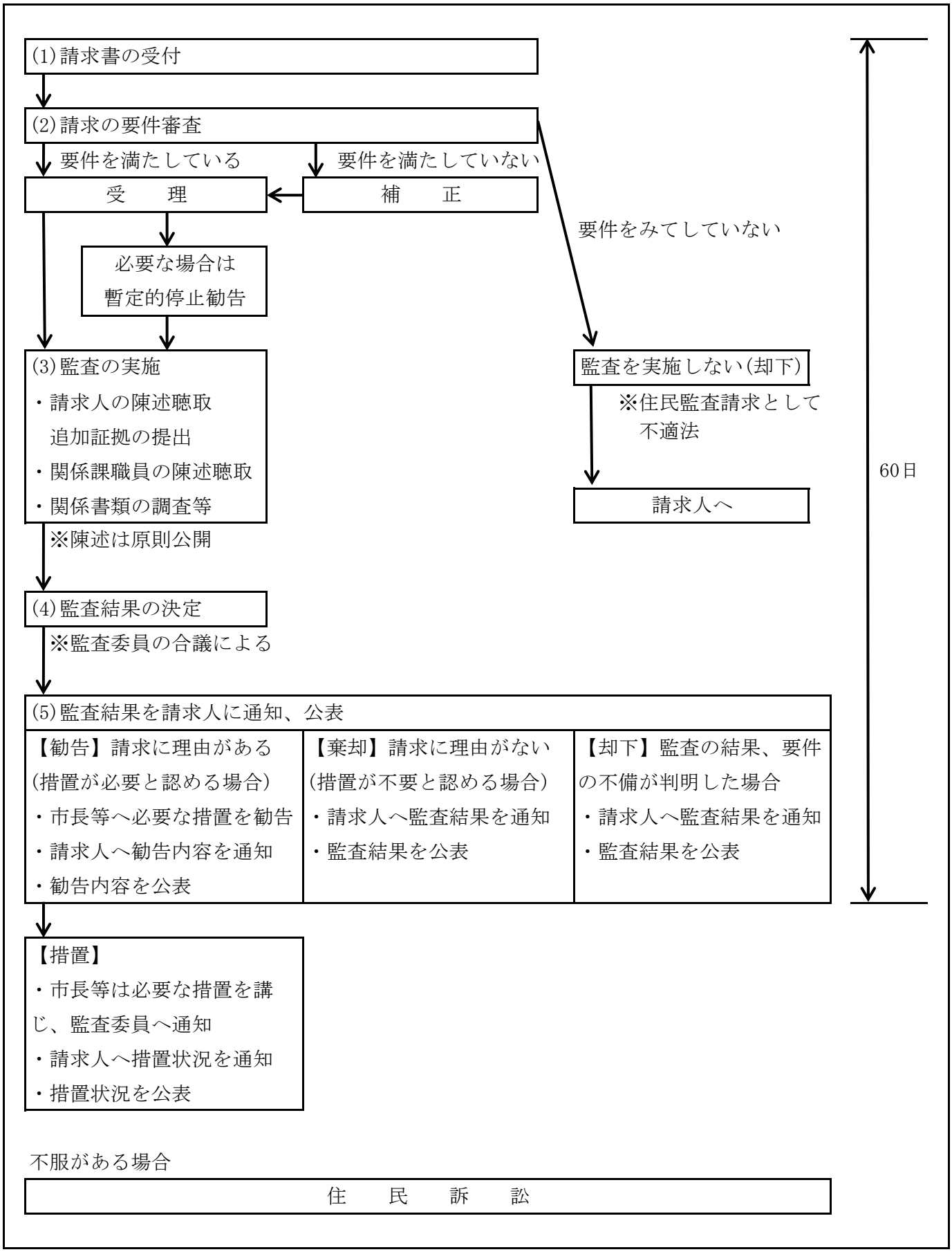
(1)請求書の受付
(2)請求の要件審査
要件を満たしている
要件を満たしていない
受　理
補　正
要件をみてしていない
必要な場合は
暫定的停止勧告
(3)監査の実施
・請求人の陳述聴取
追加証拠の提出
・関係課職員の陳述聴取
・関係書類の調査等
※陳述は原則公開
監査を実施しない(却下)
※住民監査請求として
不適法
請求人へ
60日
(4)監査結果の決定
※監査委員の合議による
(5)監査結果を請求人に通知、公表
【勧告】請求に理由がある
(措置が必要と認める場合)
・市長等へ必要な措置を勧告
・請求人へ勧告内容を通知
・勧告内容を公表
【棄却】請求に理由がない
(措置が不要と認める場合)
・請求人へ監査結果を通知
・監査結果を公表
【却下】監査の結果、要件
の不備が判明した場合
・請求人へ監査結果を通知
・監査結果を公表
【措置】
・市長等は必要な措置を講
じ、監査委員へ通知
・請求人へ措置状況を通知
・措置状況を公表
不服がある場合
住　民　訴　訟